

報第1号 羽島市地域公共交通協議会監事の指名について

(説明)

羽島市地域公共交通協議会設置要綱第6条第1項に基づき、会長である羽島市長が次の委員2名を監事に指名しますので、よろしく願いいたします。

➤ 監事に指名する委員

【羽島市自治委員会 理事】 大野木 真 様	【羽島市老人クラブ連合会 女性部長】 村上 由紀子 様
--------------------------	--------------------------------

(参考)

羽島市地域公共交通協議会設置要綱（抜粋）

(監事)

- 第6条 **監事は委員のうちから会長が指名**し、協議会の会計監査を行う。
- 2 会計監査は、会計年度ごとの定期監査及び必要に応じた臨時監査とする。
 - 3 監事は、会計監査の結果を協議会において報告する。